

令和 8 年 第 2 2 回 定例 公安 委員会 会議 録

開 催 日 時 令和 8 年 7 月 2 3 日（木）午前 1 1 時 1 2 分～午後 2 時 2 5 分

開 催 場 所 警察本部

第 1 定例会議

1 開催時間 午後 1 時 3 0 分～午後 1 時 5 0 分

2 出席者

公安委員会 笠田委員長 杉原委員 久本委員

警察本部	梅田警察本部長	渡邊首席監察官	山柝生活安全部長
	細田刑事部長	宮田交通部長	永島警備部長
	山田警察学校長	永井情報通信部長	生田警務部参事官

（事務局等～柳原公安委員会補佐室長、総務課員）

3 議題事項

交通規制の議決（第 1 期）（交通部）

警察本部

今回の議決上申は、新規が 1 0 3 件、変更が 3 7 件、交通規制を廃止するものが 4 7 件の合計 1 8 7 件である。この度の交通規制の議決では、中央線の意思決定をお願いしている。道路交通法施行令の改正により、本年 9 月 1 日から、生活道路における法定速度が 6 0 キロメートル毎時から 3 0 キロメートル毎時に引き下げられる。生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯のない比較的狭い道路のことを言う。道路交通法施行令改正の背景としては、全国における交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、全交通事故発生件数に占める車道幅員 5 . 5 メートル未満の道路における交通事故発生件数の割合は横ばいで推移していることが統計上明らかとなっており、幅員の狭い生活道路について、自動車が通行する際の速度を 3 0 キロメートル毎時に引き下げる速度抑制をしようとするものである。このことから、自動車が一般道路を通行する際の法定速度は 6 0 キロメートル毎時と 3 0 キロメートル毎時の 2 つに分かれるこ

となる。法定速度が引き続き60キロメートル毎時となる道路は、中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路、道路の構造上又は工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路、自動車専用道路、高速自動車国道のうち本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のものが該当する。また、法定速度が30キロメートル毎時となる道路は、先ほど説明した以外の一般道路が該当する。これまで、センターラインが設けられている道路、設けられていない道路のいずれも法定速度は60キロメートル毎時であったが、本年9月からはセンターラインのない道路は30キロメートル毎時となる。次に、道路法の規定によらない道路の措置について説明する。今回改正となる道路交通法施行令は、道路交通法が上位法令であるが、国道、県道、市町村道におけるセンターラインは道路交通法上の中央線とみなされることから、中央線のある道路は法定速度60キロメートル毎時で走行することができる。しかし、港湾道、農道、林道などの道路のセンターラインは、道路交通法上の中央線とみなされないため、実際の道路にはセンターラインがあるにも関わらず、道路交通法上の中央線ではないため、法定速度30キロメートル毎時で走行しなければならない。車両の運転者は、その走行している道路のセンターラインが道路交通法上の中央線であるか否かが分からないため、この度、交通規制である中央線の意味決定を取得し、港湾道、農道等について、従前通り60キロメートル毎時で走行することを可能としようとするものである。今期の上申で中央線の意味決定をお願いするものは52区間となっている。道路に最高速度の規制標識がある場合は、中央線の有無に関わらず、示されている速度が最高速度となる。この度の法改正については、各種講習の機会、ホームページ、SNS、メディア等を活用し、広報啓発に努め、県民への周知を図っていく。

次に、主な交通規制上申の信号機の新設と一時停止規制の新設について、例を挙げて説明する。まず、信号機の新設については、現在道路改良工事中の東伯郡湯梨浜町地内、国道179号はわいバイパスであるが、この道路が完成すると、山陰道はわいインターチェンジから湯梨浜町田後地内を結ぶ、全長約2.5キロの道路となる。その区間内の交差点に交通事故防止対策として信号機の設置を予定している。この道路の供用開始は、今年度末に予定されている。次に、一時停止規制の新設であるが、鳥取市浜坂6丁目地内の規制上申場所北側に新興住宅地ができており、近年、周辺道路の交通量が大幅に増加し、周辺道路が小学校の通学路となっていることや、交差点の角に公園があることなどから一時停止規制により、交通事故の未然防止を図るものである。

以上について、御審議をお願いする。

委員

生活道路における法定速度を60キロメートル毎時から30キロメートル毎時に引き下げる改正は、すばらしいものだと思う。交通事故が大幅に減少することを期待しているが、改正されることが県民の方に伝わるよう、SNS等で広報するなど、分かりやすい説明をお願いしたい。また、今後も信号機の改廃を行う際

は、地元の方との協議の徹底をお願いする。

委員

県民生活に直接影響のある交通規制について見直しをしていただいた。上申された内容について、どれも必要性を感じている。法定速度の引き下げについては、交通事故防止、また、県民の安全確保につながるものであると確信している。周知方法について説明を受けたが、混乱がないよう、しっかりと進めてもらいたい。

委員

生活道路が抜け道となり、速度を出す車が多い中、今回の改正で安全対策が大きく前進することが期待され、生活者にとっても非常に有り難いことである。また、通学路の安全対策についても非常に重要な内容であり、ゾーン30の標識は、運転者に安全運転の意識を与えるものであることから、引き続きゾーン30の整備も進めてもらいたい。規制の廃止に関しては、今後も地域住民の方の意見を確認しながら進めていただきたい。

4 報告事項

鳥取海上保安署との合同訓練の実施（警備部）

警察本部

この度の訓練は、海水浴シーズンに向けて、合同での水難救助訓練を通じて、相互の技術向上と連携強化を目的としたものである。訓練は、7月13日月曜日の午前10時から午前11時までの間、鳥取市賀露地内の賀露みなと海水浴場先の海域で実施した。訓練参加者は、警察からは警備第二課4人、機動隊12人、鳥取海上保安署9人の合計25人であった。訓練内容は、レジャーボートで沖に出た友人が、集合時間になっても戻ってこないとの通報を警察が受理し、鳥取海上保安署へ情報提供するとともに、警備第二課航空隊のヘリコプター「さきゅう」による上空からの要救助者の搜索、鳥取海上保安署巡視艇「とりかぜ」も出航した。さきゅうによる搜索の結果、レジャーボート付近で浮遊している要救助者を発見し、上空から浮き輪を投下、とりかぜに乗船していた県警察の潜水土と海保の海面救助員が泳いで救助搬送し、とりかぜに収容した。当日は波が高く、訓練参加者からは「波が高くて救助まで時間を要した。」、「改めて水難救助の難しさを痛感した。」との感想があった。この訓練状況は、NHK、BS Sからの取材があり、当日のニュースで放映された。

また、午後からは、災害発生時を見据えた海路輸送訓練を行った。この訓練では、能登半島地震を教訓とし、陸路での部隊進出が困難な場合、海路での部隊搬送を想定したものである。県警察では、昨年7月に鳥取海上保安署の協力を得て

災害救助活動に必要な資機材を、巡視艇「とりかぜ」に搭載する検証を実施した。今年、次の段階として、実際に資機材を搭載した上で出航し、鳥取漁港から網代漁港までの海路輸送訓練を実施した。とりかぜに搭載した資機材は、被災時の被災状況を把握するためのオフロードバイク、搬送資機材であるリヤカーやストレッチャー、救出用資機材であるチェーンソー、エンジンカッター、電動ハンマードリル、発動発電機などを搭載した。海路輸送時、波のあおりを受けて搭載物が崩れそうになり、途中でロープ補強を行った。多くの資機材を搭載したが、陸路とは違って、海上では波の影響を考慮し、搭載する資機材を厳選し、安全に海路輸送する必要があることを痛感した訓練であった。

委員

海水浴シーズンとなり、離岸流で沖に流され、救助を求めるといったニュースを見るようになった。鳥取海上保安署と午前、午後に渡り合同訓練を実施していただき、お互いが良い刺激を受けたと思う。今後も継続して訓練を重ねていただきたい。

委員

午前、午後と身近で起こり得る事案についての訓練を実施していただき、有り難く思った。海上における安全確保を担う機関との合同訓練は、海と陸の両面から県民の安全を守る上で重要であると考えます。連携上の改善点について十分に精査し、今後の連携強化に生かしていただきたい。

委員

全国的に水難事故が多く発生しており、県民や県外から来られた方の命を守る大事な訓練だと感じた。海路輸送訓練についても、鳥取県東部は地形から陸の孤島になりかねないことから、大事な訓練だと思った。訓練の成果を生かすとともに、今後も継続した訓練をお願いしたい。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取5件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞1件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

3 事前説明

交通規制の議決（第１期）

4 報告事項

- ・ 特定秘密及び重要経済安保情報の保護措置等の実施状況
- ・ 公文書開示拒否処分取消等請求事件の判決について
- ・ 監察案件の報告

5 決裁

- ・ 犯罪被害者等早期援助団体からの令和７年度事業報告書等の提出
- ・ 指定自動車教習所に対する行政処分について

6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

7 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。